

独立行政法人水産総合研究センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され独立行政法人評価委員会による平成24年度の総合評価がA評価であったことを踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

理事長は、法人の目的とする水産に関する研究開発業務を統括し、関係する国際機関や国内外の関係機関との連携を図るなど、強いリーダーシップを発揮し、法人の業務を的確に遂行している。また、長年にわたる当法人における研究活動や、県水産試験場長、水産研究所所長及び当法人の理事など、水産関係の専門家としての経験を生かし、全国に点在する機関の約1,500名の組織運営を管理するなど高いマネジメント能力を有している。なお、同種の研究開発業務を行う他法人の長の平均報酬は1,464万円であり、当法人の報酬を上回っている状況である。

これらを踏まえると、当法人の理事長の報酬水準は適正であると考ええる。

(主務大臣の検証結果)

理事長は、水産関係の専門家としての的確に業務を遂行しており、当該法人を総理する長の報酬として、適正であると考ええる。

② 役員報酬基準の改定内容

理事長
理事
監事

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に準拠し、平成24年度に引き続き次の給与減額支給措置を行った。
・平成25年4月から平成26年3月までの間、報酬及び賞与を9.77%減額。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
理事長	千円 13,653	千円 9,030	千円 3,418	千円 1,084 121	(地域手当) (通勤手当)	3月31日	※
A理事	千円 12,298	千円 7,796	千円 3,004	千円 1,123 375	(地域手当) (通勤手当)	3月31日	◇
B理事	千円 11,816	千円 7,796	千円 2,951	千円 935 134	(地域手当) (通勤手当)		※
C理事	千円 12,869	千円 8,402	千円 3,208	千円 1,109 150	(地域手当) (通勤手当)	3月31日	◇
D理事	千円 13,129	千円 8,402	千円 3,181	千円 1,008 538	(地域手当) (通勤手当)	3月31日	※
E理事	千円 12,267	千円 7,796	千円 3,042	千円 1,196 233	(地域手当) (通勤手当)		◇

A監事	千円 10,902	千円 7,027	千円 2,660	千円 843 372 (地域手当) (通勤手当)		3月31日	◇
B監事	千円 10,666	千円 7,027	千円 2,660	千円 843 136 (地域手当) (通勤手当)		3月31日	

注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
理事長	4,603	4	0	H26.3.31	—	農林水産省独立行政法人評価委員会による平成24年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、退職手当の増減は行わなかった。なお、当該支給額(総額)には、当該役員の業績勘案率が決定されてから支給される退職手当の額が未支給であり、含まれていない。	※
理事	6,425	6	0	H26.3.31	—	農林水産省独立行政法人評価委員会による平成24年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、退職手当の増減は行わなかった。なお、当該支給額(総額)には、当該役員の業績勘案率が決定されてから支給される退職手当の額が未支給であり、含まれていない。	※
監事	3,582	4	0	H26.3.31	—	農林水産省独立行政法人評価委員会による平成24年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、退職手当の増減は行わなかった。なお、当該支給額(総額)には、当該役員の業績勘案率が決定されてから支給される退職手当の額が未支給であり、含まれていない。	

注1:業績勘案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定している。

注2:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

第3期中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、各業務部門間での人事の交流を含む適切な職員の配置により、業務運営の効率的、効果的な推進を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び基本方針その他の事情を考慮し決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給・昇給	勤務成績が適切に反映されるよう職員を初任層と中間層及び管理職層に区分し、さらにそれぞれの職員層ごとに5段階(A～E)の昇給区分に応じた昇給号俸数を設定し、毎年1月1日に前年1年間の勤務成績を判定し昇給させる。 さらに、研究職員俸給表の適用職員にあっては、顕著な研究業績を上げたと認められる場合等には特別な昇給を実施することが出来る。
賞与・勤勉手当(査定分)	職員の勤務成績に応じ、135/100(特定管理職員にあっては、175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれを乗ずることにより勤勉手当を支給。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に準拠し、平成24年度に引き続き平成25年4月から平成26年3月まで次の給与減額支給措置を行った。

- ・職員の俸給月額を職務の級に応じて9.77%、7.77%又は4.77%減額
- ・俸給の特別調整額(いわゆる管理職手当)を10%減額
- ・地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当を減額(俸給月額及び俸給の特別調整額の支給減額率に連動)
- ・期末手当及び勤勉手当を9.77%減額

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	758人	45.5歳	6,905千円	5,300千円	95千円	1,605千円
事務・技術	208人	43.2歳	5,853千円	4,471千円	105千円	1,382千円
研究職種	440人	47.8歳	7,620千円	5,861千円	110千円	1,759千円
船舶職員(一)	44人	45.7歳	7,178千円	5,467千円	25千円	1,711千円
船舶職員(二)	66人	37.0歳	5,270千円	4,059千円	6千円	1,211千円

注:代表的職種以外の職種の説明

船舶職員(一): 一般職の職員の給与に関する法律別表第5イ 海事職(一)に相当する職種であり、調査船に乗り組む士官で、調査船運航業務及び乗船調査員の調査補助業務等を行う。

船舶職員(二): 一般職の職員の給与に関する法律別表第5ロ 海事職(二)に相当する職種であり、調査船に乗り組む部員で、調査船運航業務及び乗船調査員の調査補助業務等を行う。

在外職員	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
------	--------	--------	---------	---------	---------	---------

注: 在外職員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「人員」以下については記載していない。

任期付職員	人 14	歳 36.1	千円 5,291	千円 4,267	千円 124	千円 1,024
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 14	歳 36.1	千円 5,291	千円 4,267	千円 124	千円 1,024

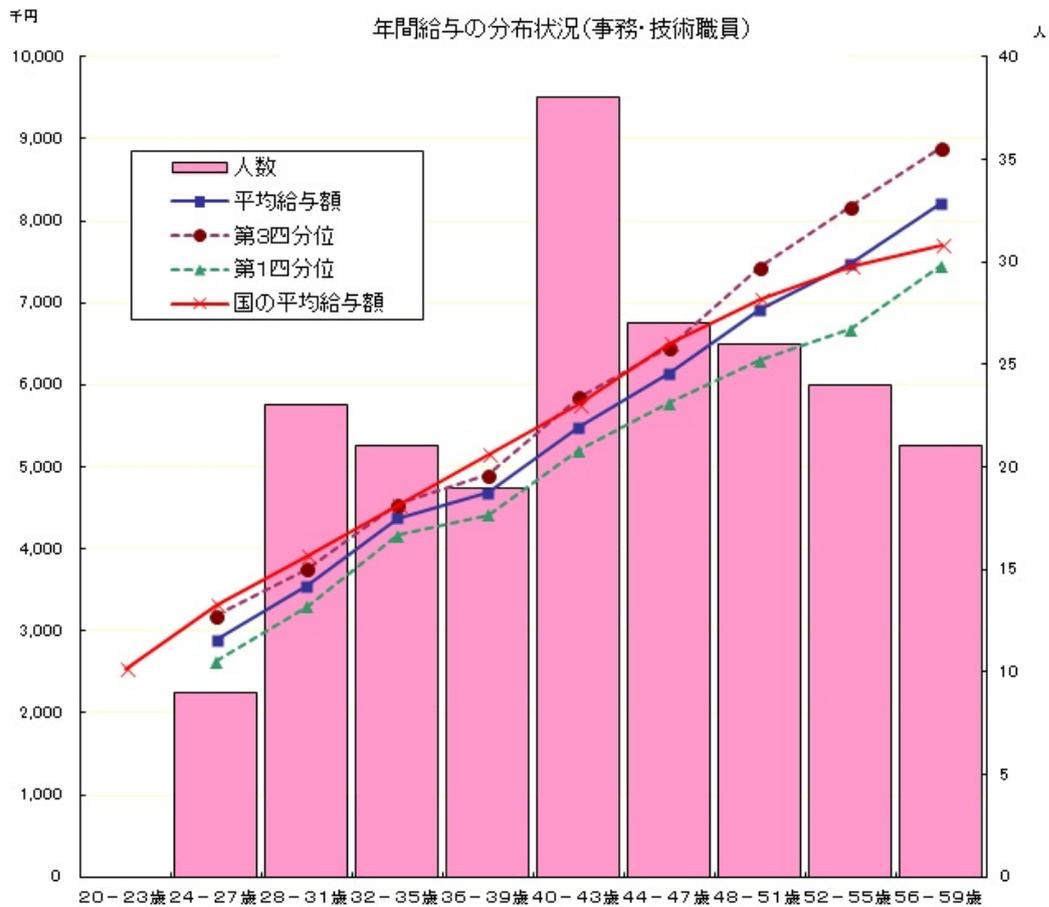
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 129	歳 43.3	千円 2,737	千円 2,737	千円 105	千円 0
事務・技術	人 87	歳 45.9	千円 2,502	千円 2,502	千円 124	千円 0
研究職種	人 42	歳 37.8	千円 3,223	千円 3,223	千円 68	千円 0

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 区分中における、「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)」及び「教育職種(高等専門学校教員)」の各職種については、該当がないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕)



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

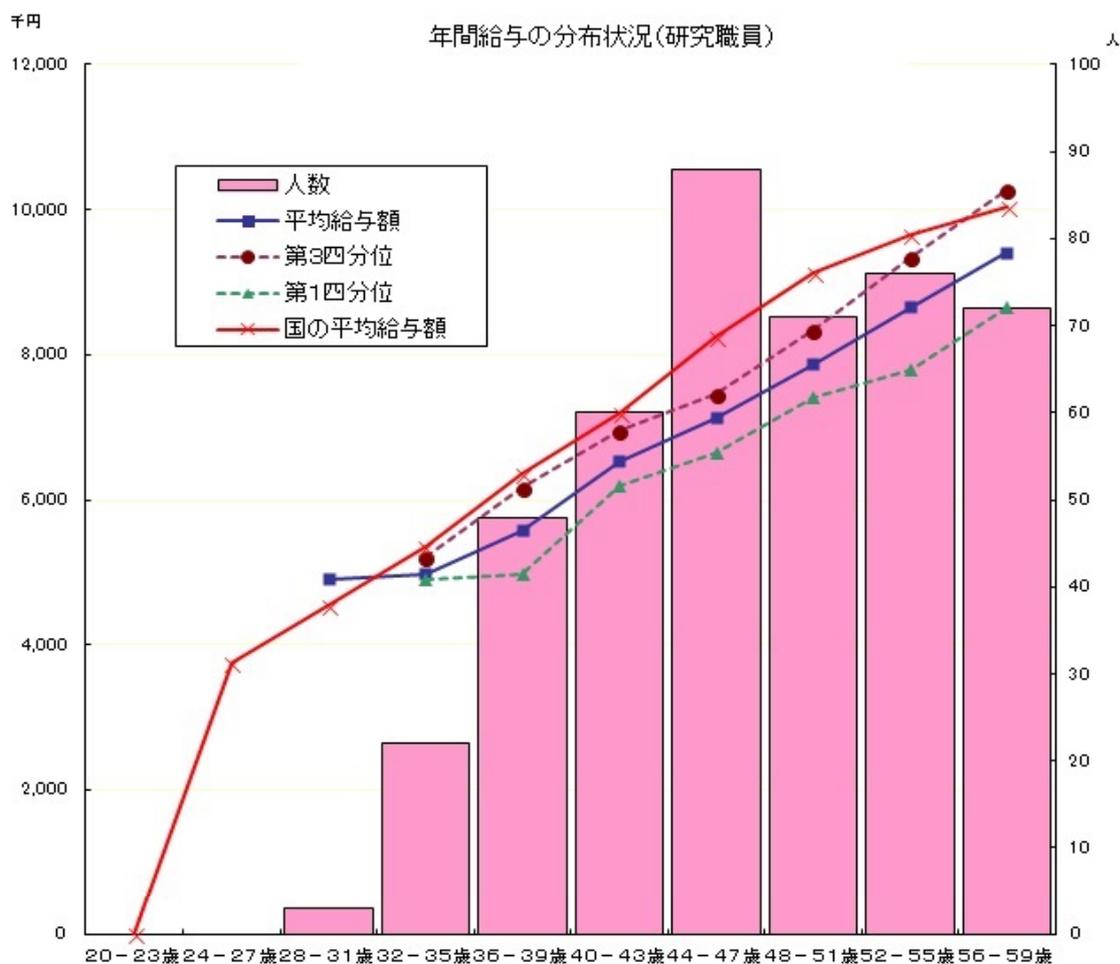
注2: 年齢20-23歳の区分には当法人に該当者はいない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
本部部长	3	56.8	-	9,387	-	-	-
本部課長	6	56.2	8,174	8,523	9,048		
本部課長補佐	9	50.1	6,785	7,357	7,467		
本部係長	23	42.2	5,212	5,787	6,560		
本部主任	1	-	-	-	-	-	
本部係員	8	31.9	3,411	3,714	4,019		
地方部長	3	57.8	-	9,992	-	-	
地方課長	14	55.1	7,822	8,197	8,767		
地方課長補佐	12	54.3	6,653	7,213	7,550		
地方係長	90	43.0	4,841	5,567	6,272		
地方主任	12	41.8	4,447	4,848	5,070		
地方係員	27	29.5	3,108	3,394	3,788		

注1: 本部部长及び地方部長については該当者が3人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「四分位第1分位・四分位第3分位」については表示していない。

注2: 本部主任については該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下については表示していない。



注:1 年齢20-23歳及び24-27歳の区分には当法人に該当者はいない。

注:2 年齢28-31歳の区分については4人以下であることから、四分位の記載を省略している。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
本部研究部長	9	56.1	9,158	10,094	10,735		
本部研究課長	18	49.4	7,873	8,554	8,939		
本部主任研究員	3	47.8	-	7,246	-		
本部研究員	11	39.7	5,270	5,890	6,444		
地方研究部長	53	55.7	9,493	9,921	10,468		
地方研究課長	71	54.2	7,895	8,489	9,055		
地方主任研究員	205	46.8	6,702	7,229	7,640		
地方研究員	70	38.0	4,903	5,180	5,347		

注: 本部主任研究員については該当者が3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「四分位第1分位・四分位第3分位」については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	係長	係長	課長補佐
人員 (割合)	208人	8人 (3.8%)	27人 (13.0%)	73人 (35.1%)	53人 (25.5%)	21人 (10.1%)
年齢(最高～最低)		28歳 ～ 25歳	39歳 ～ 25歳	52歳 ～ 31歳	56歳 ～ 39歳	59歳 ～ 46歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,717千円 ～ 1,837千円	3,461千円 ～ 2,399千円	5,212千円 ～ 2,772千円	6,141千円 ～ 3,955千円	7,043千円 ～ 4,604千円
年間給与額(最高～最低)		3,427千円 ～ 2,394千円	4,419千円 ～ 3,108千円	6,772千円 ～ 3,645千円	7,858千円 ～ 5,301千円	8,817千円 ～ 6,221千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長次長	部長	所長	所長
人員 (割合)		20人 (9.6%)	3人 (1.4%)	2人 (1.0%)	1人 (0.5%)	0人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		59歳 ～ 51歳	59歳 ～ 56歳	—歳 ～ —歳	—歳 ～ —歳	
所定内給与年額(最高～最低)		7,237千円 ～ 5,017千円	7,070千円 ～ 6,086千円	—千円 ～ —千円	—千円 ～ —千円	
年間給与額(最高～最低)		9,241千円 ～ 6,808千円	9,189千円 ～ 8,145千円	—千円 ～ —千円	—千円 ～ —千円	

注：8級、9級については該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下については表示していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究員	研究員	主任研究員	研究課長	研究所長 研究部長	研究所長
人員 (割合)	440人	0人 (0.0%)	72人 (16.4%)	164人 (37.3%)	140人 (31.8%)	64人 (14.5%)	0人 (0.0%)
年齢(最高～最低)			48歳 ～ 30歳	59歳 ～ 36歳	59歳 ～ 43歳	59歳 ～ 46歳	
所定内給与年額(最高～最低)			4,612千円 ～ 3,183千円	6,712千円 ～ 4,296千円	7,774千円 ～ 5,003千円	8,476千円 ～ 6,541千円	
年間給与額(最高～最低)			6,101千円 ～ 4,177千円	8,412千円 ～ 5,819千円	9,792千円 ～ 6,522千円	11,437千円 ～ 8,748千円	

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.9	% 60.2	% 57.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.1	% 39.8	% 42.4
	最高～最低	% 48.5～38.2	% 41.3～30.9	% 44.9～34.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 66.4	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 33.6	% 34.5
	最高～最低	% 43.5～31.6	% 40.7～29.1	% 40.1～30.3

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.5	% 58.2	% 57.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.5	% 41.8	% 43.0
	最高～最低	% 45.2～42.3	% 45.0～32.5	% 44.7～37.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 66.1	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 33.9	% 34.5
	最高～最低	% 44.0～31.9	% 39.2～29.5	% 38.8～30.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

対国家公務員(行政職(一))

97.1

対他法人(事務・技術職員)

93.0

対国家公務員(研究職)

89.3

対他法人(研究職員)

90.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
<p>指数の状況</p>	<p>対国家公務員 97.1</p> <table border="1" data-bbox="708 344 1193 443"> <tr> <td data-bbox="708 344 868 443">参考</td> <td data-bbox="868 344 1193 376">地域勘案 103.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="868 376 1193 407">学歴勘案 99.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="868 407 1193 443">地域・学歴勘案 103.6</td> </tr> </table>	参考	地域勘案 103.2		学歴勘案 99.3		地域・学歴勘案 103.6
参考	地域勘案 103.2						
	学歴勘案 99.3						
	地域・学歴勘案 103.6						
<p>国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p>	<p>当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。</p> <p>なお、地域勘案及び地域・学歴勘案で100.0を超えている要因としては、人事異動による広域異動手当(受給率32.2%、国の受給率(平成25年度国家公務員給与等実態調査報告書より算出)11.4%)、地域手当の異動保障(受給率20.7%、国14.4%)を受給している職員が多いこと、また、特地勤務手当(受給率5.3%、国0.6%)、寒冷地手当(受給率34.6%、国11.7%)の支給対象地域に勤務する職員が多いことであると推察される。</p>						
<p>給与水準の適切性の検証</p>	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 93.1 %】 (国からの財政支出額 22,506,394千円、支出予算の総額 24,169,371千円:平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成24年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 12.5%(常勤職員数208名中26名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 22.6%(常勤職員数208名中47名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 29.8%】 (支出総額 21,966,036千円、給与・報酬等支給総額 6,535,035千円:平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高くなっている。</p> <p>なお、当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 給与水準は国家公務員より低い水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。</p> <p>なお、年齢・地域・学歴勘案の指数が100.0を超えているのは、勤務地が全国広範囲に所在しているため、広域異動手当等を受給する職員の割合が高いためである。</p>						
<p>講ずる措置</p>	<p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表するものとする。</p>						

○研究職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員 89.3						
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>100.4</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>88.8</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>98.9</td> </tr> </table>	地域勘案	100.4	学歴勘案	88.8	地域・学歴勘案
地域勘案	100.4						
学歴勘案	88.8						
地域・学歴勘案	98.9						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	該当無し						
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 93.1 %】 (国からの財政支出額 22,506,394千円、支出予算の総額 24,169,371千円:平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成24年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 11.8%(常勤職員数440名中52名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 99.8%(常勤職員数440名中439名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 29.8%】 (支出総額 21,966,036千円、給与・報酬等支給総額 6,535,035千円:平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高くなっている。 なお、当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 給与水準は国家公務員より低い水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。</p>						
講ずる措置	該当無し						

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度) 千円	前年度 (平成24年度) 千円	比較増△減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成23 年度)からの増△減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	6,501,989	6,535,035	△ 33,046 (△ 0.5%)	△ 755,180 (△ 10.4%)
退職手当支給額 (B)	639,595	551,807	87,788 (15.9%)	△ 198,007 (△ 23.6%)
非常勤役職員等給与 (C)	1,178,909	1,206,485	△ 27,576 (△ 2.3%)	△ 69,563 (△ 5.6%)
福利厚生費 (D)	1,103,571	1,072,957	30,614 (2.9%)	△ 58,070 (△ 5.0%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	9,424,067	9,366,285	57,782 (0.6%)	△ 1,080,818 (△ 10.3%)

注：千円未満切り捨ての関係から、最広義人件費の額と各区分の合計額が一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

①当年度(平成25年度)の「給与、報酬等支給総額」は、6,501,989千円であり、前年度(平成24年度)に対して0.5%の減額となった。これは主に退職者の不補充等による職員数の減によるものである。

なお、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)による給与減額支給措置に基づき、法人において同様に講じた措置に係る削減額は544,180千円である。

「退職手当支給額」は、639,595千円であり、定年退職者数等の増により前年度に対して15.9%の増額となった。なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、法人において同様に講じた措置に係る削減額は33,694千円である。

「最広義人件費」については、9,424,067千円であり、給与、報酬等支給総額及び非常勤役職員等給与は減少したものの、退職手当支給額及び福利厚生費の増加により、前年度に対して0.6%の増加となった。

②「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役員にあつては平成25年1月から、職員にあつては平成25年2月から以下の措置を講ずることとした。

・役員に関する講じた措置の概要:改正前の算定方法に、調整率を設け、段階的に引下げる。

平成25年1月1日から平成25年9月30日まで 98/100

平成25年10月1日から平成26年6月30日まで 92/100

平成26年7月1日以降 87/100

・職員に関する講じた措置の概要:退職手当の基本額に係る「調整率」を、段階的に引下げる。

平成25年2月1日から平成25年9月30日まで 98/100

平成25年10月1日から平成26年6月30日まで 92/100

平成26年7月1日以降 87/100

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし